

行政情報の公開に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において、行政情報を国政の信託者である国民に対し広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政情報の公開の総合的な推進に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

この法律における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

一 行政情報 行政機関が保有する情報

二 行政機関 次に掲げる機関

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法第三条第二項に規定する国の行政機関と

して置かれる機関及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

□ 国家行政組織法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

八 会計検査院

三 行政資料 国の行政事務又は事業に関する文書図画、マイクロフィルム、撮影フィルム、スライド、録音テープ、録画テープ、電磁的記録その他政令で定める採録物で、行政機関が管理しているもの

四 電磁的記録 文書図画の内容を電子計算機により記録した磁気ディスク等。ただし、専ら文書図画の内容を検索する目的で作成されたものを除く。 (第二条関係)

第三 行政情報の公開の総合的な推進

行政機関は、行政情報の公開を総合的に推進するため、行政情報を開示するほか、行政に関する正確で分かりやすい情報を国民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策及び情報公表制度の拡充に努めるものとする。 (第三条から第六条まで関係)

第四 行政情報の開示

何人も、行政機関の長に対し、行政情報(行政資料に記録されているものに限る。以下第十二までにお

いて同じ。)の開示請求をすることができること。行政機関の長は、開示請求があったときは、第五の場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政情報を開示しなければならないこと。

(第七条関係)

第五 不開示とすることができる行政情報

行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部が次に掲げる情報のいずれかの情報であると認める場合には、当該全部又は一部を開示しないことができること。

一 個人に関する情報(公務員又は公務員であった者に関する情報のうちその職務に関するもの及び事業を営む個人に関する情報のうちその事業に関するものを除く。)であって、当該個人を識別できるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により何人でもその内容を知ることができる情報

ロ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報

ハ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為又は国の会計経理に関する事務の処理に際して行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報であって、開

示することが公益上必要であると認められるもの

二 内閣総理大臣その他の国務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあった者に関する情報であって、
開示することが公益上必要であると認められるもの

二 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって人の生命、身体又は健康に危害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって人の財産又は生活に侵害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報

ハ その他開示することが公益上特に必要であると認められる情報

三 開示することにより個人の生命、身体、財産、名誉又は社会的地位を害するおそれがあることが明らかである情報

四 我が国の防衛に関する情報であって、開示することにより国の安全を害するおそれがあることが明らかであるもの

五 外交に関する情報であって、開示することにより、我が国と他国若しくは国際機関との信頼関係を損なうおそれがあることが明らかであり、又は外交交渉上我が国が不利益を被るおそれがあることが明らかであるもの

六 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に関する事務、刑事訴訟法その他の法令の規定により身体の拘束を受けた者の収容又は留置に関する事務、公訴の提起又は維持に関する事務、租税の賦課若しくは徴収又は租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査に関する事務、立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務、公共用地の取得の交渉、入札その他の契約に関する事務等の国の特定の事務の適正な遂行を著しく阻害することが明らかである情報

七 内閣若しくは当該行政機関の意思決定が未了の事項に関する情報又は当該行政機関内部の意見交換若しくは当該行政機関と他の行政機関との意見交換における意見の内容をなす情報であって、開示すること

により内閣又は当該行政機関の適正な意思決定に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの

八 開示することにより行政機関以外の国の機関又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行を著しく
阻害することが明らかであるもの

九 他の法律の規定により開示することができない情報 (第八条第一項関係)

第六 開示請求に対する決定

開示又は不開示の決定は、開示請求を受理した日から起算して二週間以内にしなければならないこと。
ただし、事務処理上の困難その他正当な理由により当該期間内に当該決定をすることができないときは、
当該期間経過後二週間以内にこれをしなければならないこと。 (第十条関係)

第七 開示の方法

行政情報の開示は、次の方法により行うこと。

- 一 文書図画に記録されている情報 文書図画の閲覧又はこれを複製したものの交付
- 二 マイクロフィルム、撮影フィルム又はスライドに記録されている情報 これらの採録物の視聴
- 三 録音テープ又は録画テープに記録されている情報 これらの採録物の視聴又はこれらの採録物の内容を

再録したものの交付

四 電磁的記録に記録されている情報 電磁的記録に記録されている文書図画の内容を文書図画として再生したものの交付又は電磁的記録に記録されている文書図画の内容を再録した磁気ディスク等の交付

五 第二の三の政令で定める採録物に記録されている情報 政令で定める方法 (第十一条関係)

第八 行政情報検索ファイル

一 行政機関の長は、当該行政機関に係る行政情報検索ファイルを作成し、一般の閲覧に供しなければならないこと。

二 行政情報検索ファイルは、磁気ディスク等をもって調製すること。

三 行政機関の長は、行政情報について、その保有後遅滞なく、所要の事項を行政情報検索ファイルに記録しなければならないこと。 (第十三条関係)

第九 開示請求をする者の利便に資するための機関

開示請求をする者の利便に資するため、総務庁に、各行政機関における行政情報検索ファイルの閲覧に関する事務、開示請求についての相談その他の行政情報の開示に関する事務を分掌するための機関を置く

こと。

(第十四条及び附則第六条関係)

第十 行政情報の開示状況の公表

行政機関の長は、毎年、開示請求の件数、不開示決定をした行政情報を記録している行政資料の件名、不開示決定をした理由等行政情報の開示の状況について、一般に公表しなければならないこと。

(第十五条関係)

第十一 文書図画等の作成等

行政機関は、政令で定める基準に従って文書図画等の作成、整理及び保存を行わなければならないこと。

(第十六条関係)

第十二 不服申立て

一 行政情報の開示に関する処分に不服がある者は、行政情報開示不服審査会に対し、審査請求をすることができること。

(第十七条関係)

二 審査請求の事件を取り扱わせるため、内閣総理大臣の所轄の下に、行政情報開示不服審査会(以下「審査会」という。)を置くこと。

(第十九条関係)

三 審査会は、委員六人をもって組織すること。 (第二十条関係)

四 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。 (第二十一条関係)

五 委員は、独立してその職権を行うこと。 (第二十三条関係)

六 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱うこと。ただし、一定の場合は、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱うこと。 (第二十八条関係)

七 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も、同様とすること。 (第三十一条関係)

八 審査請求の審理の方式は、書面審理ではなく口頭審理によること。また、審理は公開を原則とすること。 (第十八条、第三十五条及び第三十七条関係)

九 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、原処分に係る行政資料の提出を求めることができること。提出された行政資料の調査を行うための審理は、非公開とし、審査会は、審査請求人若しくは参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人を退席させることができるこ

と。

(第三十八条関係)

十 内閣総理大臣は、不開示決定の全部又は一部を取り消す旨の審査会の裁決があった場合において、当該裁決に係る行政情報が開示されることにより国の重大な利益を害するおそれがあると認めるときは、審査会に対し、異議を述べることができること。審査会は、異議が述べられたときは、裁決のうち異議に係る部分を取り消さなければならないこと。また、異議を述べたときは、内閣総理大臣は、次の常会において国会にこれを報告しなければならないこと。

(第四十一条関係)

第十三 行政情報公開審議会

内閣総理大臣の諮問に応じ行政情報の公開に関する重要事項を調査審議させるため、総務庁に、行政情報公開審議会を置くこと。

(第四十八条及び第四十九条関係)

第十四 地方公共団体及び特殊法人の保有する情報の公開

地方公共団体及び特殊法人は、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第五十五条関係)

第十五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第四から第十二まで及び第十五の三については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 政府は、行政資料の内容を知るための手続を定めている他の法令の規定又は行政資料の内容を開示しないこととしている他の法令の規定について、この法律の目的を踏まえ、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 この法律の施行の際現に行政機関が管理している国の行政事務又は事業に関する文書図画等に記録されている情報については、行政情報検索ファイルへの記載は努力義務とすること。 (附則第三条関係)

四 その他所要の規定を設けること。